

(2) 個別ヒアリング記録

① 東京都環境局多摩環境事務所自然環境課

<高尾山のアプローチ>

- ・ 高尾山入山者のタイプは、以下の 3 タイプを基本とし、ケーブルカーを利用する場合とされない場合がある。(登山口～薬王院、登山口～各コース～山頂、山頂～城山方面)

<利用者数>

- ・ 連続的な調査は行っていないが、11 月後半がピークとなる。
- ・ ミシュラン(2007 年認定)や最近の登山ブーム(山ガールなど)の影響により、増加している。

<利用者層>

- ・ 20 代の利用者が目につく。
- ・ 登山装備ではない人も多い
- ・ ケガ等の件数も多く、骨折などによる警察の出動もあるが、クレームには至っていない。

<管理計画(管理の現状)>

- ・ 管理計画は作成されていない。
- ・ 高尾山の現在の管理主体は、都、林野庁、八王子市、薬王院である。
- ・ 将来的には、「安心快適な高尾山」検討委員会で、どのように管理していくか検討する主体となりうる。

<歩道等の管理・所有者>

- ・ 高尾山の大半は国有林。一部、薬王院所有地がある。
- ・ 山内の民間の商店は国有林内で借用している。
- ・ 各登山道は原則、環境局が管理している。
- ・ いろはの森コースは林野庁の管理。
- ・ 1 号路(高尾山入口交差点～権現茶屋前)は、都道 189 号線で建設局が管理。

<利用者へのルール・マナー啓発>

- ・ 都の自然保護員 3 名が、利用ルールを記したリーフレットを持って、入山者に渡しているほか、八王子市や観光協会を通じて配布している。
- ・ 大看板に、マナー・ルールの表記を行っている。

<管理上の課題>

- ・ 登山道の複線化や、写真撮影のために踏み込みがある。
- ・ 植物の盗掘がある。
- ・ 都では、危険箇所（枯木など）を目視点検し、必要に応じて撤去している。
- ・ 「地元は利用があって成り立っている」「自然環境があっての高尾であり、利用が多ければ良いというわけではない」との2つの考え方がある。
- ・ 商店関係者でも、利用が過剰であると考え始めている状況で、利用分散の考え方を共有しつつある。

<整備方針（整備の現状）>

- ・ 中長期的な整備計画は作成されていない。
- ・ 利用の分散を図るため、山頂から先のコース、城山湖方面や八王子城址方面の整備する必要がある。
- ・ 日常の点検を行う中で、問題のある箇所や、木製階段やデッキ、道標など老朽化に対して対応している。
- ・ 安全面から考えれば、全体的に整備し尽くされているレベルであると思われる。
- ・ コースが多く複雑なため、道案内は道標だけではなく、要所々に地図を付けている。
- ・ 解説板は、都、林野庁、薬王院、八王子市などがそれぞれに作成しており、統一性やデザインなどの基準の必要性が言われはじめています。
- ・ 山頂のトイレのキャパシティは限界であり、都で増設のため見晴園地に建設中（台風によるがけ崩れの影響で工事が遅れている）。
- ・ ビジターセンターのトイレも混雑（特に女性）している。
- ・ 仮設トイレ（例年GWに山頂付近に設置）は八王子市で設置・管理している。
- ・ 他地域の整備事例集などがあると、取り入れて反映できる。
- ・ トイレアメニティの向上のため、下水道との接続や、高尾山頂以西は循環型トイレも一部設置し、それ以外でも検討している。

<関係者による意見交換など>

- ・ 利用者からの要望は、「トイレをきれいにしてほしい」「登山・利用マナーの向上」などであり、大きな問題となる内容ではない。
- ・ 都が中心となった「高尾地域連絡会（薬王院、消防、商店、市、観光協会、電鉄、森林管理署など）」において、地元からのお願いとして利用ルールをまとめた。（参考資料文末添付）
- ・ 現在、上記会は解散したが、林野庁が「安心快適な高尾山」検討委員会を開催し、同会合を引き継いでいる。

＜ガイドラインに対して＞

- ・ 関係者の利害多様であるため、情報を共有し、対立を恐れずに意見を表明することが大切である。そのような、意見調整の場づくりが重要である。

② 高尾の森づくりの会

＜安心・快適な高尾山で課題とされている事柄＞

- ・ 会では、高尾を自然教育の場としてどう活用させるか等いくつかの部会があり、円卓会議を作ろうとしているところである。
- ・ 安心・快適な高尾山検討会議は 5 つの部会に分かれて検討を進めている。森林管理活用（森林を利用した教育を含む）、観光情報、安全交通、景観創造、財源研究の部会に分かれ、研究結果を持ち寄って円卓会議を開いている。

＜整備上の課題があると思われる点＞

- ・ 利用者数は、いろいろな数字が出ているが、京王電鉄の出している値の場合、250 万人程度であり、頂上にその人数を見込んだトイレ建設が進められているところである。
- ・ 現在、登山のピーク時の頂上は座る場所すらない状況であり、来る人を分散化策として、奥地の整備が検討されている。しかし、多くの入山者は山頂で満足し、奥へは行っていない。
- ・ 周辺域への利用分散を検討されているが、分散先でもトイレの整備は必要である。
- ・ また、高尾山本体以外の周辺の山域にも利用者が増加しており、トイレ整備が必要な状況で、山域全体にトイレの設置は必要な状況である。
- ・ 京王電鉄としては、利用過多によってリピーターが来なくなることを避けたいと考えており、京王電鉄 100 周年を機に、一丁平の整備が検討されている。

＜安全面からの携帯電話電波網＞

- ・ 「安心・快適な高尾山」の会議から、遭難対策として、全山に携帯電話が通じるようにするよう要請を考えている。
- ・ 救助に対して、ピンポイントで場所を伝えられるようにすることの必要性を感じている。

＜登山道整備について＞

- ・ 階段がないところで土壌が赤土の場合滑る危険性が高いことや、表土がながされないよう、対策が必要である。

＜管理について＞

- ・ トイレの管理について、10 年前に比べ裏高尾でも利用が増えており、団体で自然観察

会などを行う場合も多い。山岳会の管理者がいるときはトイレを開けて、利用料100円として開放している。

- ・ 森の図書館には有料トイレがあり、職員がいなくてもトイレはあいている。

<道標等の統一性>

- ・ 欧米の山岳観光地では、道標・解説板など、デザインの統一が図られているが、日本では、デザインがまちまちで管理すら行き届いていないものも多く見受けられる。
- ・ 看板の設置には、大きな費用がかかっており、業者ごとのデザインも違ってしまふ。
- ・ 都の正式な道標には番号が彫ってあり、位置を特定できるようになっており、遭難対策として、統一事項として進めたいと考えている。

<マナーの問題点>

- ・ ビジターセンターなど、情報発信基地が麓にもあってよいのではないか。
- ・ 花の盗掘や写真撮影での踏み込みなど、カメラを持った人のマナーに問題がある。

<ガイドラインに含まれることが望ましい事項>

- ・ 自然には危険な所があるからこそその面白さがある。山である以上、あまり過保護でもいけないが、表示など安全対策は必要。
- ・ デザイン・サイズの統一など、景観・美観を考慮されることが望ましい。
- ・ 長期的視点に立ち、町の印象としての統一感など、経済的な側面からもデザインが行われることは重要である。
- ・ 全国の見本となるような山にしていきたい。

3) 阿蘇くじゅう国立公園

(1) 概要

① 調査先

- ・ 九州地方環境事務所
- ・ 熊本県阿蘇地域振興局（遭難対策協議会）
- ・ 阿蘇自然環境事務所
- ・ 阿蘇地域振興デザインセンター（自然案内人協会）
- ・ 阿蘇市商工観光課

② 実施日

- ・ 平成 24 年 2 月 27 日～2 月 28 日

③ ヒアリング概要

<整備の実施状況>

- ・ 阿蘇地域では、統一的に整備計画を行ったものではなく、個別事業ごとに調査を行い実施している。
- ・ 九州事務所では、21 年度事業として阿蘇地域の現況調査（草千里中岳火口線道路（歩道）等調査検討業務）を行い、今後整備を行う地点を検討し、まとめている。

<火山ガスへの対応>

- ・ 平成 9 年に発生した事故以降、火山ガスの管理体制が整えられた。
- ・ 平成 18 年には、防災協議会において「火山性ガスに対する監視マニュアル」を作成し、規制値を設け管理している。（5ppm で入域規制、2ppm の状態で 30 分経過すると再開）
- ・ 平成 22 年度から自動化しており、管理者がいる地域は入域可能であるが、安全管理（監視）できていない区域は登山禁止としている。（22 年 5 月に仙酔峡ロープウェイが営業が休止し、7 月から通行禁止）

<その他火山対応>

- ・ 平成 21 年度の公園計画（計画の一部変更）においては、火山地域であることに触れており、火口付近に総合案内板と解説版を整備している。
- ・ シェルターは 30 年以上前に県や市で作ったものであり、現在計画的に整備・管理しているものではない。
- ・ 火山博物館は、悪天候やガスの状態で火口が見えない場合が 30%程度の確率であるため、その際の火口見学の補完的な役割をもつ。
- ・ ガイドに対しリスクマネジメントの研修会などを行っており、関係各団体の参加がある。

(自然案内人協会)

<登山道について>

- ・ ルートマップ（登山者用）を遭難事故防止対策協議会で作成、登山道のレベル分けを行っている。レベルには特に基準がなく主観的なものである。
- ・ 計画歩道以外に、自然に成り立ったものや国体開催時に整備した以降、管理されていないものもある。
- ・ 登山道に案内が少ないため、道外れによって動けなくなる登山者や、天候の変化が早く遭難事故になることもあるため、ルート上の案内板が必要である。
- ・ 「阿蘇サイン計画」を阿蘇サイン計画推進協議会として作成し運用しており、環境省の阿蘇国立公園管理計画（平成 13 年度）においても、準用することの位置づけがある。
- ・ 国立公園の案内標識の統一による、国立公園のイメージづくりが必要と思われる。

<野焼き>

- ・ 阿蘇の草原は観光や熊本の飲料水源であり、維持・管理として野焼きが必要である。実施には、ボランティアの手が必要不可欠であり、年間 2200 名が参加し、熊本から静岡までの距離に相当する防火帯づくり作業を実施。参加希望者は有料で研修を一泊二日で受講。
- ・ 野焼きは土地所有者に義務があるわけではなく、観光収益が農業実施者に還元されることもないため担い手が減少。

(2) 個別ヒアリング記録

① 九州地方環境事務所

<火山ガスの安全管理>

- 火山ガスの検知器を火山防災会議協議会で管理し、入域を管理している。
- 火山ガスの検知は 22 年度から自動化しており、管理者がいる地域は入域可能であるが、安全管理（監視）できていない区域は登山禁止としている。但し、違反者はいる。
- 仙酔峡ロープウェイが稼働していた時は、手動で計測を行い入域規制等の管理が可能だったため入域できていたが、ロープウェイの営業中止以降は入域禁止とした。
- 平成 21 年度の公園計画においては、火山地域であることに触れており、火口付近に総合案内板と解説版を整備している。

<その他整備について>

- 多くの道が舗装されているが、入山者が多い事に由来している。
- 阿蘇地域では統一的に整備計画を行ったものではなく、個別事業ごとに調査を行い実施

している。

- 火口周辺は歩道ではなく園地である。
- 砂千里では、木道を作っており、車いすの人でも行ける道がある。
- シェルターは30年以上前に県や市で作ったものであり、現在計画的に整備・管理しているものではない。
- 21年度事業で、阿蘇地域の現況調査を行い、今後整備を行う地点を検討しまとめている。

<その他>

- 維持管理面についての計画はない。
- ゴミ拾いなどはグリーンワーカー事業で実施している。
- ボランティアの手で、野焼きを行う。(防火帯づくりなど)
- 阿蘇の景観や地下水の涵養に必要な野焼きは、ボランティアの手で防火帯づくりなどが行われている。
- 地域コーディネータ活用事業、エコツーリズム基盤整備事業、阿蘇ジオパーク推進を行っている。

② 熊本県阿蘇地域振興局 (遭難対策協議会)

<遭難事故防止対策協議会の活動について>

- ・ ルートの点検やルートマップ(登山者用)の作成を行っている。
- ・ 登山事故防止のため、標識の整備等を行っている。(ここから先は、登山装備が必要である旨など)を行っている。
- ・ 予算は関係市町村が負担しており、予算規模が小さいため多くの活動は行っていない。
- ・ 安全対策としてのロープ設置の検討もあるが、その後の管理ができない事などから、実施していない。

<ルートマップの作成について>

- ・ マップ中では、遭難事故防止対策協議会で検討した登山道のレベル分けを行っている。また、レベルには特に基準がなく主観的なものであるが、実態には則している。
- ・ 道の駅など、拠点施設に印刷物として設置するほか、HPでも提供している。
- ・ 登山道には、計画歩道以外に、自然に成り立ったものや国体開催時に整備した以降、管理されていないものも含まれている。

<役割分担>

- ・ 火山に対する危険性把握や入山規制は、主として阿蘇市が行っている。

- ・ 事故に関する対応と統計は阿蘇警察署が行っている。
- ・ 山岳救助活動は主に消防が行っているが、警察にも山岳救助隊がある

③ 阿蘇自然環境事務所

<火山対策>

- ・ 火山に対する基準は全国的にあるわけではないので、阿蘇地域として検討されており、平成 18 年、防災協議会において、火山性ガスに対する監視マニュアルを作成し、規制値を設け管理している。(5 p p m で入域規制、2 p p m の状態で 30 分経過すると再開)
- ・ インターネットで、現在の火口の状態を配信している。
- ・ 避難シェルターは、過去に市や県で整備したもので、計画中のものではない。
- ・ 現在の登山道の通行禁止エリアは、火山ガスの管理ができない状況となったことから、平成 22 年 5 月に仙酔峡ロープウェイが営業が休止し、7 月 6 日から、関連する登山道を通行禁止とした。
- ・ 火山博物館は、悪天候やガスの状態で火口が見えない場合が 30% 程度の確立であるため、その際の火口見学の補完的な役割をもつ。
- ・ 現在、山の西側が入域禁止状態になった場合、東側に回りこむことで火口見学ができる状態にする可能性を探るため、ルートの再開のための調査を実施中。一年間のガスの状態の計測と有識者の意見を踏まえ、検討を進める予定。

<その他>

- ・ 畜産の担い手が不足したために草原環境の維持に人員が必要となり、草原再生事業が、実施されている。
- ・ 草原地帯である阿蘇山は熊本の飲料水として利用され、草原管理として野焼きは必要となる事等、阿蘇の自然は人為的に成り立っているため、一定の手を加えることが保全になる。
- ・ 野焼きの実施には、ボランティアの手が必要不可欠であり、年間 2200 名がボランティアで参加。熊本から静岡までの距離に相当する防火帯づくりの作業を実施している。参加希望者は研修を一泊二日で受講(有料)。
- ・ 公益財団法人阿蘇グリーンストックでは、野焼きのボランティア養成を行っている。また、会費制であるが九州各地から参加があり、参加者も「ボランティアをさせてもらう」という意識で参加している。

④ 阿蘇地域振興デザインセンター（自然案内人協会）

<阿蘇地域振興デザインセンター>

- ・ 阿蘇に関係する12町村で出資して設立。グリーンツーリズム、タウンツーリズム、エコツーリズムを中心に活動。
- ・ 世界ジオパークの認定に向け、サイン計画やジオサイトの地域での活用が重要であるとの認識で、県の土木部と勉強会を進めている。

<サイン計画について>

- ・ 「阿蘇サイン計画」を阿蘇サイン計画推進協議会として作成し運用しており、環境省の阿蘇国立公園管理計画(平成13年度)においても、準用することの位置づけがある。
- ・ 阿蘇サイン計画を参考に、くじゅう地域では活用されている。

<自然案内人協会としての活動他>

- ・ ネイチャーガイドの活動を中心に、エコツーリズムの受け皿として活動。ガイドのルール作りも進めている。
- ・ ガイドに対し、リスクマネジメントの研修会などを行っており、関係各団体の参加がある。
- ・ 現在、新しくガイドになる人は地域の外部からが多く、地元には詳しくないなどの課題のほか、ガイドの高齢化、ガイドのレベルのばらつきなどの課題もある。
- ・ ガイドについては過去に認定制度も検討されたが、既にガイドを行っている人との関係で実現できなかった。
- ・ ガイドを求める客層には、プチトレッキング(2時間程度のコース)などの要望がある。
- ・ NPO 法人阿蘇ミュージアムでは、インタープリターの養成も行われている。

<環境省への要望>

- ・ 現在の阿蘇には、登山道に案内が少ないため、道外れによって動けなくなる登山者がいたり、天候の変化が早く遭難事故になることもあるため、ルート上の案内板が必要である。
- ・ 観光対応として、ビューポイントをまとめた案内MAPや、外国語表記があると良い。
- ・ 阿蘇くじゅう地域に限らず、国立公園の案内標識の統一による国立公園のイメージづくりが必要と思われる。

⑤ 阿蘇市商工観光課

<阿蘇観光の現状>

- 平成9年に発生した事故以降、火山ガスの管理体制が整えられた。
- 火山ガスの発生の問題から、観光客の選択肢から外れることもある。また、観光パンフレットに火山ガスへの注意を刷り込むことで畏怖になる。
- 阿蘇は特別な準備なしで登ることができるため、不特定多数がアクセスする山である。
- 震災や原発の影響もあり、20000人程度のキャンセルがあった。
- 民地の場合、廃屋を行政で撤去ができないが、権利者から寄付してもらう形で撤去を行った事例がある。

<管理コスト>

- 野焼きは保全のために必要行為であるが、土地所有者に環境保全や観光資源の保護の義務があるわけではなく、観光による収益が農業に還元されることもない。また、農業人口の減少なども、管理の手を入れる担い手の減少につながる。
- 観光地域として、トイレの整備もハイレベルのものを求められることが多いが、維持経費がかかる。販売行為が伴う場所であれば必要経費となるが、それ以外では捻出が難しい。
- 5月上旬のミヤマキリシマの時期に、交通警備に費用を要している。
- 火山ガスの検知に毎年3000万円を要している。(看護師の配置、ガス検知機器など)

<国立公園のありかたについて>

- 広大な公園管理には多くの人員が必要。また、国立公園の管理セクションとしてある以上必要な人員配置を行いたい。
- 環境・景観維持のためには、法的な対策も必要。
- “国立公園”というブランドマネジメントを期待したい。

阿蘇登山ルートマップ

阿蘇登山注意事項

- 事前に登山ルートをよく確認してください。
- 装備・食料を十分準備してください。
- 気象の変化に注意しましょう。
- 無理をせず安全で快適な登山をしましょう。
- 記載箱が設置してあるルート入口では必ず記載しましょう。
- 警察署へ「登山届」を出しましょう。(電話またはFAX)

*冬山登山について

天候の変化に注意し、風速によっては体感温度が予想以上に下がりますので服装は十分な準備をしてください。

*救助が必要なときは

各ルートに位置表示のプレートが設置してあります。最寄のプレート番号をお知らせください。通過したプレート番号を記録しておきましょう。

A **2** 位置表示プレート

関係機関連絡先	
阿蘇警察署	0967-22-5110
高森警察署	0967-62-0110
阿蘇広域消防本部	0967-34-0024
阿蘇山遭難事故防止対策協議会	0967-22-1110
阿蘇市役所	0967-22-3111
高森町役場	0967-62-1111
南阿蘇村役場	0967-67-1111
JR阿蘇駅	0967-22-0071
JR阿蘇駅	0967-34-0101
阿蘇ロープウェイ	0967-34-0411
仙酔峡ロープウェイ	0967-22-4187
産交バス阿蘇営業所	0967-34-0211
南阿蘇鉄道(高森駅)	0697-62-0058

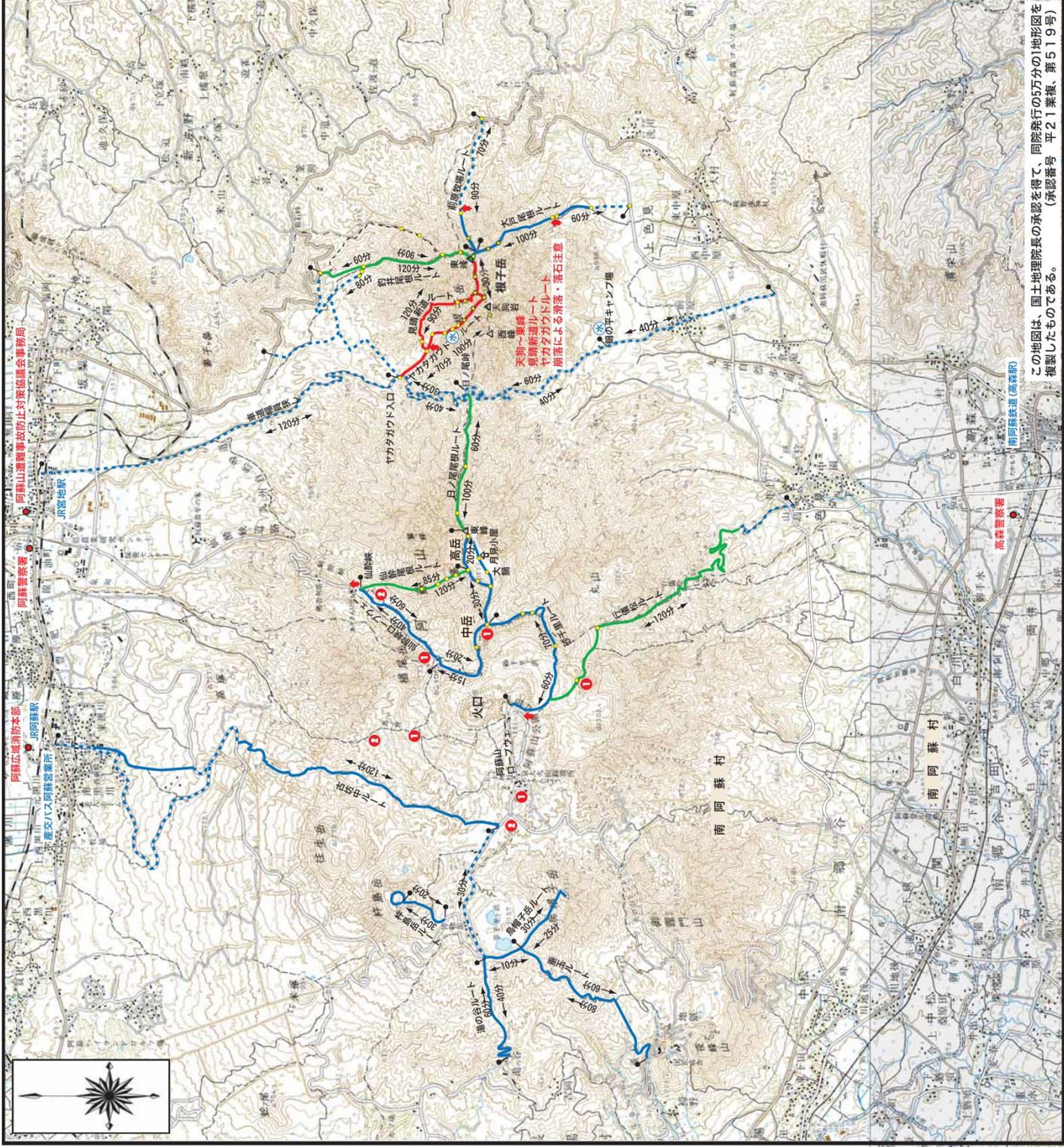
火口周辺立入規制については、**阿蘇市役所**へご確認ください。
 阿蘇火山西火口規制情報
 (ホムページ) <http://www.aso.ne.jp/~volcano/>
 (携帯サイト) <http://www.aso.ne.jp/~volcano/i/>

凡 例

	登山ルート(初級者)
	登山ルート(車両の通行可)
	登山ルート(中級者)
	登山ルート(上級者)
	記載箱
	給水所
	火口周辺立入禁止(第1次規制)
	火口周辺立入禁止(第2次規制)
	位置表示プレート

縮尺 1 : 50,000 0 500 1000 1500 2000 m

(注) 高岳北尾根ルート・榎子岳西尾根ルートは高度な登山技術が必要ですので、ルート図から削除しています。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平21業規、第519号)









4) 日光国立公園

(1) 概要

① 調査先

- ・ 栃木県森林部自然環境課
- ・ 栃木県山岳連盟
- ・ 日光自然環境事務所
- ・ 日光二荒山神社
- ・ 日光市山岳連盟
- ・ (株)日光自然博物館

② 実施日

- ・ 平成 24 年 3 月 1 日、2 日実施
- ・

③ ヒアリング概要

<整備・管理水準>

- ・ 栃木県山岳遭難防止対策協議会では、登山道の利用形態からルート进行分类し、どのような施設水準にすべきか検討を行っている。
- ・ 現時点では未公表で、計画実効性や各主体の役割分担については触れられていない。
- ・ 整備水準が登山道の難易度と捉えられる恐れもあることから、整備水準の検討には登山道の難易度も加味して検討がされることが望ましい。(日光市山岳連盟)
- ・ 利用状況への追従ではなく、路線の本来あるべき姿が先行する必要がある。
- ・ 整備水準については、全国的な考え方として広がることで、一般にも認識されていくのではないかとと思われる。

<現状の登山道管理>

- ・ 以前は 5 カ年計画で整備を行っていたが、三位一体改革以降新規整備は行わず、既存施設の補修のみとなっている。(栃木県)
- ・ 管理は地元の山岳会のボランティアに頼らざるを得ないのが現状である。日光市山岳連盟では、市より年間 15 万円の補助を受け、優先順を付けながら、会員と消防で協力し、道標、ロープ貼りなどを行っている。
- ・ 実施結果は、写真で市に報告され、これまでに 1 0 0 程度の道標を設置し、道迷いの多くは解消された。
- ・ 全国から人が来る地域に対しては、地元の税金をどの程度つぎ込むかは検討が必要。
- ・ 二荒山神社では開山期、下山時刻を考慮して午前中のみ入山を受付けている。
- ・ 国有地の借用において、「安全配慮義務」から「安全確保義務」に変わり、歩道外にお

いても安全確保が求められる契約になっている。保険は、歩道は範囲が明確になるので加入することができるが、歩道外には適用できない。

- ・ 管理者不在の歩道について、林野庁では閉鎖の方向の検討がされており、今後の取り扱いに向けた検討が必要。また、登山道が閉鎖された場合においても、地図上に残ることが課題となる。
- ・ 古くからの観光地で、内部での利害関係者も多く、利用に制限をかけることは難しい。

<地域の課題>

- ・ 木道の途中にトイレなどが必要との意見も出されるが、自然の中にアクセスする事自体の認識を啓蒙することと、起点・終点など、拠点施設としての整備があるべきであるとする。(日光自然博物館)
- ・ 自然の中でのマナーを知らない人、木道から降りてはいけないことを知らない人もいるほか、ペット連れに対する警察沙汰になる事件や、猿への餌付け等の問題、スノーシューで歩道以外の場所に行くことによる雪崩や道迷いの恐れもある。
- ・ もある。
- ・ カメラ愛好者が木道を占拠することにより、歩行者が通行できなくなる事態もある。
- ・ 駐車場ではない場所が、駐車スペース化している林道がある。
- ・ 自己責任については、本来的な登山者は意識を持っているが、事故が起こった際に訴える傾向が出てきている。

<遭難救助>

- ・ 昭和 30 年代に遭難が多くあり市内の山岳会が（5～6 団体）出動していた。現在は、山岳会では有料で出動している（実費程度）。また、救助活動に際しての保険の加入手続きが、土日・休日にできなくなり、現状は年間契約で対応している。
- ・ 救助において、県警のヘリであれば費用負担はないが、警察が出動できない場合は民間のヘリを使用するため費用が発生する

(2) 個別ヒアリング記録

① 栃木県森林部自然環境課

<整備・管理の現状>

- ・ 日光国立公園内は、国有林と二荒山神社の土地である。
- ・ 整備や管理については、奥日光地域と日光地域に分けて考えており、更に奥の山岳地域は無管理状態である。
- ・ 白根山の避難小屋は県で管理しているが歩道は管理していない。

- ・ 年三回程度の歩道の巡視を行っている。
- ・ 施設整備は、以前は5カ年計画で行っていたが、三位一体改革以降、新規整備は行わず、既存施設の補修のみとなっている。
- ・ 日光地域では、大きな施設はなく修繕費は大規模とはならないが、那須地域では、橋などの大きな修繕費を要するものも存在している。
- ・ 国有地の借用において、安全配慮義務から安全確保義務に変わり、歩道外においても安全確保が求められる契約になっている。歩道は範囲が明確になるので民間の保険に加入することができるが、歩道外の事故には適用できない。

<利用者マナー>

- ・ 現在起こっている課題は、他人に対する迷惑行為が多い。
- ・ カメラ愛好者が木道を占拠することにより、歩行者が通行できなくなる事態もある。また、木道外への踏み込みもあるため、注意案内などを検討中。
- ・ 外国語対応は看板のサイズの問題もあり、英語表記までとなっている。
- ・ ペット連れて大型犬を連れている場合もある。
- ・ マイカー規制を実施している。

<鹿対策>

- ・ 小田代原に電気柵、環境省がその外側に柵をつくっており、柵の内外で植生が違うため、効果があることが確認できている。
- ・ 歩道の境界が、シカの食害によってわかりにくくなっている箇所がある。

<観光対策>

- ・ 交通渋滞は、誘導により利用分散を検討している。
- ・ 古くからの観光地で、内部での利害関係者も多く、利用に制限をかけることが難しい。

<安全対策>

- ・ スノーシューで歩道以外の場所に行くことによる事故恐れがある。(雪崩、道迷い)
- ・ 救助において、県警のヘリであれば費用負担はないが、警察が出動できない場合は民間のヘリを使用するため費用が発生する。
- ・ 「安全登山を楽しむための登山ガイド」を作成し、HPで公開している。

<管理水準>

- ・ 歩道の管理水準については、栃木県山岳遭難防止対策協議会で山岳団体も交え、登山道の利用形態からルートを分類し、どのような施設水準にすべきか検討を行っている。
- ・ 登山道の維持管理は、地元の山岳会のボランティアに頼らざるを得ないのが現状であ

る。

- ・ 管理には予算、保険、人員の確保が必須である。
- ・ トイレの設置が必要な個所があったとしても、維持管理の問題がある。
- ・ 行政で作成した管理水準は、登山道の難易度とは別の考え方であり、一般にどう知らしめるかが課題である。また、アプローチルートが複数存在する地域では、より、周知が課題となる。

<ガイドラインに対する意見>

- ・ 地域毎の水準ではなく、全国的な考え方として広がることで、一般にも認識されていくのではないかと思われる。

② 栃木県山岳連盟

<山岳連盟の活動など>

- ・ 山岳連盟では、清掃登山を日光・那須で行っているが、清掃自体よりも、組織的に登山道を確認することが重要と認識。
- ・ 山岳遭難防止対策協議会、市町村、警察、消防と連携し、自然保護に関する勉強会を年数回行っている。
- ・ 栃木県で登山道の整備・管理の方針が検討されているが、誰がどの場所を管理すべきか役割分担までは至っていない。

<日光地域の課題>

- ・ 避難小屋周辺には、排泄による汚染や紙の散乱などの実態がある。
- ・ 那須はロープウェイもあり、利用者が多くトイレの問題があったことから、協議会をつくり検討を進めていたが、管理主体となる町の受け入れができず進められなかった。
- ・ 白根山の避難小屋周辺で、排泄物からの塩分摂取等で鹿があつまり、シカも人を恐れなくなっていて、他の動植物等の生態への影響も懸念されている。
- ・ 丸沼方面からのロープウェイが整備され、白根山のアプローチが良くなり、利用者が増加している。
- ・ 駐車場ではない場所が、駐車スペース化している林道がある。

③ 日光自然環境事務所

<整備・管理について>

- ・ 日光の山体は国有林と二荒山神社の所有。
- ・ 栃木県庁で日光地域の整備・管理水準について、行政と山岳代表者で検討し、まとめ

られた段階で、計画実効性や、各主体の役割分担等についてはまだ触れられていない。
(現時点では未発表)

- ・ 管理者不在の歩道について、林野庁では閉鎖の方向の検討がされており、今後の取り扱いに向けた検討が必要。また、登山道が閉鎖された場合においても、地図上に残ることが課題となる。
- ・ ボランティアによって登山道が維持されている場所も存在している。

<自己責任について>

- ・ 自己責任については、本来的な登山者は意識を持っているが、事故が起こった際に訴える傾向が出てきている。

<予算面の課題について>

- ・ 整備費の予算規模は縮小傾向であるため、整備した箇所を維持できない事のないよう、現状を維持することが先行する。
- ・ 税金以外の資金源として、企業スポンサーなども今後考えられる。
- ・ 山域に初めて来た人でも、自己のスキルに合わせて参加できる、整備に関するボランティアの仕組みがあると良い。
- ・ 地域の課題を継続して担っていくためには、地元の人が動かしていく構造が必要である。(環境省は人事異動があるため)
- ・ 日光の山岳地域では営業小屋等がなく、山岳関係者=受益者の構造ではない。
- ・ 二荒山神社から男体山への登山道では通行料(通常500円、祭事時1000円)が徴収されているが、裏側からのルートでは通行料はない。
- ・ 白根山では、日本製紙(株)が丸沼ロープウェイと一体で歩道の整備も行っているが、土地所有者自身が受益者となる構造である。

<情報発信>

- ・ 山域の状況などを、ボランティアセンターや登山道の入口にある掲示板などで発信している。情報源は、民間ガイドの連絡協議会から共有化される。
- ・ インターネット等を見ない客も多く、自家用車で奥地まで入りこむ場合もあり、公共交通機関等の案内では周知は難しい。

<その他課題>

- ・ ペットの連れ込み、自転車の利用、無料駐車場でのキャンピングカーによる占有などがあるが、マナーの範囲なので取り締まりは難しい。
- ・ 季節により植物の見ごろなど、歩道外に道ができてしまっている。

<ガイドラインに対して>

- ・ 過剰整備とならないよう、整備水準の考え方を明確にすべきである。

登山道の難易度と利用度を合わせた考え方が必要。また、利用への追随ではなく、路線の本来あるべき姿が先行する必要がある。

④ 日光二荒山神社

<二荒山神社について>

- ・ 男体山は、全山が神社所有地である。また、8連山の山頂付近は所有地である。
- ・ 明治以前は女人禁制、明治5年神仏分離 女性入山可
- ・ 修験の山であるという理解がない登山者も多く、神社としては観光目的の登山は好ましくないと考えている。
- ・ 二荒山神社からの登山口では、登拝料として500円、祭時期は1000円を徴収しているが、裏側のルートでは徴収していない。また、4合目まで車で侵入が可能。
- ・ 開山期は、下山を時刻を考慮し、午前中のみ入山を受付けている。
- ・ 入山者のマナーは、向上と悪化の両極である印象があるが、男体山裏側のルートでの入山者はマナーが悪い印象がある。

<整備について>

- ・ 仲秋登拝（8月の祭事時を避けて（憚って）女性中心に登る）に向けて、トイレの整備（仮設）の必要性がある。
- ・ 例年は4合目に、仮設トイレを1つ設け、頂上にも周囲を囲うだけの垂流し状態のものがつくられる。（祭事時期のみ、警備の配置と頂上社務所の人員のため、トイレが必要）
- ・ 3合目から4合目において、車道を歩く道があるが、林道の工事は終わっていることから登山道をつけたいとの思いがある。
- ・ 裏側からのルートにおいて、駐車場として利用されることが好ましくないと考えていることから、何らかの対策を講じることを検討している。

⑤ 日光市山岳連盟

<日光市山岳連盟について>

- ・ 地域の課題について話し合う場として、山岳遭難防止対策協議会で対話の場はあるが、遭難対策が主のため、山岳環境の整備・管理の検討はされていない。
- ・ 登山道と鹿道の区別がつかない場所もある。
- ・ 日光市山岳連盟では、市より年間15万円の補助を受け、優先順を付けながら、会員と

消防で協力し、道標、ロープ貼りなどを行っている。(会員への補助は車代程度) 実施結果は、写真で市に報告している。これまでに100程度設置し、道迷いは多く解消された。

- ・ 日常の登山時においても、枝払いのための鋸を携帯するなど、ボランティアで行っている。
- ・ 笹刈りは、状況の悪いところだけを、市から補助の範疇で行っているが、山岳会だけでは手が不足である。本来的には、予算・保険を付け、毎年行わなければいけないものであると考える。

<施設整備について>

- ・ 登山客の多くは、日光市民ではないことから、日光市のみに負担を求めるのは難しく、全国から人が来る地域に対して、地元の税金をどの程度つぎ込むかは検討が必要。また、整備以上に維持管理のほうが大切であり、登山道に危険がない程度に維持するための予算をつける必要がある。
- ・ 男体山の裏側ルートでは、駐車場の問題がある。

<遭難対応>

- ・ 昭和30年代に遭難が多くあり市内の山岳会が(5~6団体) 出動していた。現在は、山岳会では有料で出動している(実費程度)。
- ・ 救助活動に際しての保険の加入手続きが、土日・休日にできなくなり、現状は年間契約で対応している。

<その他>

- ・ トイレ整備した場合にも管理の手間と費用が課題となる(男体山の志津で今年度仮設トイレの設置を予定している)
- ・ 登山道の整備水準のみで公表されると、一般には登山道の難易度と捉えられる恐れもあることから、整備水準の検討には、登山道の難易度も加味した検討がされることが望ましい。

⑥ (株)日光自然博物館

<日光自然博物館の運営>

- ・ 日光自然博物館では、県の指定管理により博物館の管理、ガイド、中禅寺地区の駐車場の運営をしている。
- ・ ガイド(ネイチャーガイド、スノーシュー、星空ガイドなど)は、学校単位でや団体の申し込みに対応している。

<国立公園に対する意識の変化>

- ・ 国立公園に指定された所というブランドがかつてはあったが、現在は自然と触れ合う場が国立公園以外にも広がり、旅行者も国立公園へ意識が向かなくなり、自治体の発行するパンフレットにも国立公園の文字が入らないのが現状。
- ・ 国立公園であれば、一定水準のサービスが受けられるようなものがあればよいが、現在は自然遺産のほうが強い。

<整備に対して>

- ・ 学校の利用者が、木道の途中にトイレなどが必要との意見も出されるが、自然の中にアクセスする事自体の認識を啓蒙することと、起点・終点など、拠点施設としての整備があるべきであると考ええる。

<来訪者のマナー>

- ・ 過去に比べマナーは良くなっていると思われる。
- ・ 小田代の湖の出現で観光客数が回復していることから、PR 次第で客を呼べるという事が改めて感じられた。
- ・ 観光客の中には、事前に情報を得ずに訪れ、次の行動を迷う人も多く、大きな看板などが必要になるとと思われる。
- ・ そもそも、自然の中でのマナーを知らない人も多く、木道から降りてはいけないことを知らない人もいるほか、ペット連れに対する警察沙汰になる事件や、猿への餌付け等の問題もある。

5) 台湾

(1) 概要

① 調査先

- ・ 玉山国家公園管理事務所
- ・ 中華民国山岳協会

② 実施日

- ・ 平成 24 年 2 月 6 日～2 月 7 日

③ ヒアリング概要

<玉山の概況>

- ・ 山の浸食は人工的なものではなく、雨など自然による影響が主。
- ・ 山域で受け入れ人数を決めており、登山者はみな許可を受けて入山するため、過剰利用などの問題はない。
- ・ 安全教育として、LNT (Leave no Trace) という林務局が実施しているプログラムに協力し、山岳ガイドへのトレーニング等を行っている。

<登山道管理>

- ・ 現状、基本的な**登山設備**（登山道、道標）は完備している状態と考えられる。
- ・ 登山道で発生する問題点の多くは**自然災害**によるものである。毎年、台風や地震などの対応に予算を組み、問題個所に即時対応できるようにしている。
- ・ 整備について長期計画はないが、**気象や動植物の生態系の変化**について予測・観測する研究グループを組み、予算化している。

<入山管理>

- ・ 国家公園への登山には入園費（220 元）を徴収していたが、国家公園は**国民の所有物**という考え方の元、現在は廃止している。現在は、**施設利用に係る費用**（山荘利用費、清潔費（トイレ、掃除など）、ソーラー発電の消費費）として（800 元（2400 円程度））を徴収している。
- ・ **啓発 DVD** は入山前に見ることを必須（事前に **WEB** で見ることで省略可能）とし、アンケート（試験）をパスすると合格証が出る。内容は玉山登山の基礎知識。また、装備検査を必須としている。
- ・ 国家公園では、入山者に対して**国が保険**をかけており、事故が起こった際の搜索費用や慰問金として準備している。

＜今後の対応＞

- ・ 山岳ガイドに対する規制法を検討中で、重要登山団体が証明書の発行を行うことを想定。



・ 玉山國家公園管理處

・ 行程上のトイレ位置案内



・ 排雲管理署

・ 入山入園規定とコースのアクセス可否揭示 (排雲管理署ゲート前)



・ 登山注意事項 (登山口)

・ 玉山登山口

(2) 個別ヒアリング記録

① 玉山国家公園管理事務所

<国家公園の整備・管理体制>

- ・ 国家公園への登山には入園費を徴収していたが、国家公園＝国民の所有物という考え方の元、現在は廃止。
- ・ 施設利用に係る費用として、山荘利用費（220元）、清潔費（トイレ、掃除など）、ソーラー発電の消費費（800元（約2400円））を徴収。個別のトイレの使用料はない。
- ・ 台湾では8つの国家公園と、自然公園（国立公園法に入っているが管理は地方で行っている）、風景公園（地方の管理）。
- ・ 玉山の利用制限は1日100人で、内、排雲山荘86人、キャンプ地24人である。
- ・ 管理スタッフは、玉山国家公園事務所で64名、うち10名がパトロールに回っている。
- ・ ボランティアスタッフは、インタープリター300人、パトロール80人がいて、勤続時間によってランク分けされている。（交通費、弁当、保険料支給）
- ・ 整備については、毎年、台風や地震などの自然災害（雨、温暖化等の影響）に対して予算を組み、問題個所に即時対応できるようにしている。（現状、基本設備は完備している状態と考えられる）
- ・ 整備について長期計画はないが、気象や動植物の生態系の変化について予測・観測する研究グループを組み、予算化している。
- ・ 玉山は雪や氷があるため、入山時の装備点検・検査を必須としている。
- ・ 海外からは、日本（400人/年くらい）、韓国、アメリカからの来訪者が多い。
- ・ 啓発DVDは4ヶ国語、パンフレットは、日本語と英語対応もある。
- ・ 啓発DVDは入山前に見ることを必須（事前にWEBで見ることによって省略可能）とし、アンケート（試験）をパスすると合格証が出る。内容は登山の基礎知識。

<禁止事項>

- ・ 公園管理に必要な事項は、各国家公園事務所でルール化する
- ・ ペットづれ（元々、そこに存在する者以外の動物を禁止する）
- ・ 凧上げ（鳥への影響）
- ・ 指定場所、時間以外のキャンプ
- ・ たき火（ガスコンロは可） 但し、緊急時を除く。
- ・ 岩山の為、ストックによる登山動への影響はない。

<問題>

- ・ 国民の権利の主張が膨張している風潮がある。

- ・ 国家賠償法で国が訴えられることはあるが、係争は国が勝つ事が主で補償に至らない。
- ・ 事故の起こった地域、年齢、月、原因などの統計も行っている。(すぐに搬送されるため、死亡事故かどうかは判断できない)
- ・ 鹿の増加が問題となっているが、禁猟(罾も禁止)されており対応できない。また狩猟を解禁すると減りすぎてしまう恐れもある。(動物保護等の団体が強い)
- ・ 登山者の増加で、道の改善を要求してくることや、入山者の増加、登山スキルの低い登山者の増加、旅行者による登山など、世論が変化してしまうことが懸念される。
- ・ 国家公園が「公園」という言葉で、町中の公園と同じに考えられてしまうため、入山者レベルを制限するなど必要が発生する可能性がある。
- ・ 国家公園では、入山者に対して保険をかけており、事故が起こった際の搜索費用や慰問金として準備している。
- ・ 現在、パトロールは原住民が担っているが、若い人は都市に出てしまっていて、後継ぎがいなくなっている。
- ・ 山域の安全性を高めるために、携帯電話通信網を強化したいが、国家公園の自然保護という目的で相違があり、業者も利用客を確保するための電波塔でないため立てないという実情がある。
- ・ 10年ほど前までは、登山団体に入っている人だけしか山域に入れなかったが、社会的に開放すべきという流れからリーダーが居れば入れるようになった。
- ・ 登山をレクリエーションの範疇に入れたことが間違いであり、競技ではないが、スポーツの属性ももつものである。苦しくて高山病で登っていくような人は必要ない。そういう人に限って要求が多い。

<対応策>

- ・ パトロールを行っている人の家族の養成や、能力を考慮した報酬を決めて養成することになっている。
- ・ 地域に入ると、携帯電話に情報が入ってくる仕組みや、QRコードを利用して、入ってきたらその情報を出すしくみを検討。
- ・ 山岳ガイドシステムの強化：ガイドの規制法を検討中で、重要登山団体が証明書の発行を行うことを検討。(過去には、警察では3000m級を10箇所経験すればガイドになれる仕組みがあったが、実際のガイドの中に該当者が少ないため廃止。)
- ・ 入山者の増加に対応して施設を改善すると、入山者の更なる増加につながる。また、整備の質が落ちると遭難の危険性が高まる悪循環がある。

② 中華民国山岳協会

<玉山の自然環境について>

- ・ 玉山の自然環境は、この 20 年改善してきており、良い環境であると思われる。
- ・ 台湾でも高山で鹿の数が増え、樹木への影響がある。
- ・ 山の浸食は人工的なものではなく、雨など自然による影響が主。

<施設整備に対して>

- ・ 主要なルートでは十分な整備がされていると思われるが、遠隔地では次の山に至るまでトイレがない状況がある。

<利用状況>

- ・ ほとんどの登山客はごみを持ち帰っており、問題はない。
- ・ 山域で受け入れ人数を決めており、登山者はみな許可を受けて入山するため、過剰利用などの問題はない。
- ・ 私見ではあるが、トレイルへの影響などは調査を必要とするが、利用限度に併せて利用すればよいと思う。また、キャンプは自然への負荷もあることから勧めない。

<国家公園管理所に対して>

- ・ トレイルの状態の確認など、調査に協力している。

<教育プログラムの実施>

- ・ 4月、11月に歩け歩け大会を実施（第2土曜、日曜）する中で山歩きも行っている。
- ・ 安全教育として、LNT（Leave no Trace）という林務局が実施しているプログラムに協力し、山岳ガイドへのトレーニング等を行っている。

6) 韓国

(1) 概要

① 調査先

② 調査先

- ・ 北漢山国立公園事務所
- ・ 雪岳山国立公園管理事務所
- ・ 韓国政府環境部自然公園課
- ・ 国立公園管理公団

③ 実施日

- ・ 平成 24 年 2 月 18 日～2 月 21 日

④ ヒアリング概要

<国立公園の概況>

韓国の国立公園は、1967年に最初の国立公園が誕生してから、現在20の国立公園が指定されている。寺院の境内地、住民の生活空間である集落地などの私有地が含まれ、自然公園法に基づき、日本と同様の地域制の国立公園管理制度を導入している。

国立公園の指定総面積は、約6580平方キロメートル、海域を除く陸域の面積は、約3899平方キロメートルで国土面積の約3.9%にあたる。国立公園の利用者は、増加傾向にあり、現在4000万人の入園者があると推計されている。

公園管理上の用途地域として、自然保全地区、自然環境地区、集落地区、文化遺産地区の4つのゾーンに分けられてそれぞれ管理されている。

<国立公園の管理体制>

環境省自然保全局に所属する自然資源課に20人の職員がいて、その内5人程度が公園管理の担当スタッフとなっている。主に公園の指定、公園基本計画の作成などの業務を行っている。

韓国の国立公園は、1987年に設立された準政府機関である国立公園管理公団が、現地における国立公園の保護と利用の管理を行なっているおり、公園施設の建設・維持管理、不法行為の取り締まり、自然学習プログラムの実施、普及啓発活動、調査研究などを行っている。ソウルにある本部に理事長以下120人の職員、各国立公園に管理事務所とその配下に分所を設けて、1880人（臨時職員含む）が勤務しており、総勢約2000人の体制で管理している。

なお、20の国立公園の内、済州島にあるハンラサン国立公園は、指定当時から地方自治体の管理となっている。

＜国立公園の管理・整備の特徴＞

（管理に関する事項）

（１）国立公園入園料の廃止とその影響

自然公園法に基づき、1970年から入園料の徴収が開始され、1987年の北漢山国立公園を最後に全ての国立公園で入園料を徴収する体制となった。この入園料とは別に、以前から国立公園の主要な利用拠点占める寺院への拝観料が同時に入口で徴収され、現在も継続して徴収されている。

この入園料が2007年に廃止となったことから、特に都市近郊にある国立公園の利用者が急激に増加した。このため管理面の負担とともに、オーバーユースによる自然環境への負荷が大きくなった。

（２）自然休息年制度の実施

一定の期間、人の立ち入りや車の進入などを制限する「自然休息年制度」が1991年から施行されているが、特に絶滅の恐れのある動植物の生息地・生育地については、特別保護区に指定して、立ち入りや歩道等の利用を制限するものである。この地域では、生態系のモニタリングを実施している。現在、98ヶ所、233.8平方キロメートルが対象となっている。

（３）山火事防止のための探勝路の利用規制

毎年11月～12月、3月～5月の乾燥期間については、山火事防止のために、入山を制限するものである。この期間には、探勝路、登山道が利用できないが、公園入口付近の特定のエリアについては、通年利用が可能である。

（４）入山時の行動規制とマナー

国立公園内では野外はもちろん、避難小屋でも喫煙は禁止されている。指定された場所以外でのキャンプの禁止、コンロによる炊事行為も禁止されているため、弁当を持参して登山することになる。

これらの規制については、事前にネットで基本的な知識を得て来る人が多いが、現地でのビジターセンター、注意標識、スマートフォンなどで情報を得ることができる。違法行為者については、レンジャーが罰金を科すことができるが、逮捕する権限は付与されていない。

（５）遭難対策と利用者の自己責任

遭難者の救助は、国の責任で行うものであり、山岳保険制度のようなものはない。国立公園管理公団でヘリコプターを1台保有している。公団とは別に、救助隊が組織されてい

る。渓谷での急激な増水により、管理責任を問われて裁判になったことがあるが、自己責任もあることから全額補償した事例はない。

なお、遭難対策として、雪岳山国立公園には歩道沿いに0.5キロごとに現在位置が携帯電話で確認できる標柱（多目的位置表示板）が設置されている。これは、全国の国立公園の歩道沿いに整備済みである。

（６）地域住民対策

従来、国立公園内に居住する住民の国立公園の規制に対する不満が大きかった。このため、2011年に公園区域の見直しを行い、集団施設地区、集落密集地区を公園区域から大幅に削除したことにより、公園内に居住する住民が6万人から6千人に大きく減少した。

他方、住民対策として、農産物の販売を支援するなどにより、地域との摩擦も減少傾向にある。

また、住民、自治体、お寺などの15の関係者で構成する「国立公園管理協会」を公園ごとに設置し、利害調整を行っている。

（７）ボランティア活動の受け入れ

定年退職者の増加により、自然ガイド、調査、ゴミ拾い、枯損木の処理などの労力の提供から、企業からの寄付金による経済的な支援まで、幅広く受け入れている状況である。

<施設整備に関する事項>

（１）自然歩道（ドルレギル）・公衆トイレの整備

近年、自然歩道を利用する国民が増加し、自然環境に与える影響が大きな問題となった。このため、トイレの増設や利用分散のための自然歩道の 신설などが行われることとなった。

ソウル郊外に位置する北漢山（プカンサン）国立公園では72キロの周遊歩道（ドルレギル）を整備したが、歩道整備への国民の要望が強いため、チリサン国立公園の海辺の道など、他の地域にも順次拡大していく方向である。

公衆トイレは、簡易処理方式から水洗トイレに改良するとともに、今後山岳地域でも自然環境への影響が少ない処理方式の導入を検討している。

（２）標識の整備

公団により、デザイン、色彩などを統一した標識の整備を行っている。外国語の表記については、英語や日本語の併記した標識も整備しているが、一部の国立公園に留まっている。パンフレットなどの印刷物については、英語、日本語の配布を行っている。

（３）利用者のための探勝路の難易度制度（探勝路段階制）

国立公園の適正利用を図るため、Korea National Park Trail System というガイドライ

ンを定めている。ここでは、全国にある483路線(1677km)の自然歩道について、難易度により5段階のグレードをつけて、快適で安全な利用を促進するものである。「非常に易しい」、「易しい」、「普通」、「難しい」、「非常に難しい」の5段階に分けて、高齢者、身体障害者から体力のある若者まで、誰もが自分の身体的状況により、国立公園を楽しむように情報提供を行う。チアクサン国立公園でモデル的に導入しており、今後、全国の国立公園に拡大する方針である。

<調査のまとめ>

韓国の国立公園管理公団は、日本の自然保護官事務所と自然公園財団の両方の機能を持った準政府機関であり、1000人規模の正職員を抱えて、全般的な国立公園の管理を行っている。若者、家族連れ、退職した中高年層など多様な利用者が増加傾向にあり、国として受け入れ体制を積極的に進めている状況にある。地域制の公園管理体制としては、かなり高い水準にあると考えられる。

(2) 個別ヒアリング記録

① 北漢山国立公園事務所

- ・ 公園利用者が急増して、自然の損傷、トイレの不足などが問題になった
- ・ 利用の分散するために、72キロの公園周回歩道を2011年に完成
- ・ 歩道(ドルレギル)は、21カ所に分かれておりそれぞれに名称があり、老人や子供も利用できる
- ・ 1996年から、自然休息年制による立ち入り規制区域がある
- ・ 山火事防止のための入山規制がある、喫煙は禁止されている
- ・ 入場料が廃止されたが、できれば復活したい(入場者規制)
- ・ 入園者が1000万人を記録して、単位面積あたりの利用者が最大であることから、ギネスブックにプカンサン国立公園が記載されている
- ・ 無料化で2倍に利用者が増加した
- ・ コンロの使用禁止などのマナーは向上している
- ・ 指定キャンプ場があるが、キャンプファイヤは禁止されている
- ・ 山の水は、汚染されつつある、ペットボトル持参となる
- ・ 米国人が15%ほど来園している、英語と韓国語の併記の標識整備
- ・ 地元対策として、農産物販売などの支援事業あり
- ・ 遭難救助は、国の負担で行う
- ・ 標識により遭難場所が分かるようにしている(携帯通報)
- ・ スマートフォンで自然解説、観光案内のサービスの提供
- ・ ボランティア活動も受け入れている

- ・ 管理事務所の正職員62人、臨時職員160人
- ・ 今年3月から、スポンサー支援で登山靴の貸し出しを開始
- ・ 兵役で40名の若者が勤務している

<韓国山岳会>

- ・ 若い人が山に行く機会が増加している
- ・ アウトドア市場が拡大している
- ・ 3人に1人が月に一回以上山に行っている
- ・ 岩登りの指導、救助などを行っている
- ・ 山岳会に若い人が入ってくる、海外でも活躍している
日本でも若い人を引く付けるプロジェクトが必要では

② 雪岳山国立公園管理事務所

- ・ 事務所の職員150人（正規60人、臨時90人）、配下に5分所あり
- ・ 事務所に併設した大きなビジターセンターがある
- ・ 1982年ユネスコのMAB（生物圏保護地区）の指定
- ・ 2005年、IUCNのカテゴリーIIに指定
- ・ 入山制限（①日の出、日没の2時間前②山火事防止期間③大雪・大雨注意）
- ・ 寺院経営の有料駐車場あり
- ・ 標識はデザインが統一されている
- ・ レンジャーは違法行為を取り締まれるが、逮捕権はない
- ・ 遭難救助は、別に組織されている
- ・ 遭難時に対応した多目的位置表示標識が500mごとに設置されている
- ・ 外国語表記の標識は、これからの検討事項
- ・ 約300万人の利用があり、100万人が登山者である
- ・ 秋の紅葉シーズンに4割の利用あり
- ・ 自然休息年制度（特別保護区）により、カモシカ保護地区の設定
- ・ 積雪が5センチで注意、10センチで警報が出される
- ・ 山の稜線まで寺院の境内地である（広大な面積）
- ・ 集団施設地区を区域外にした
- ・ ソウル市内から鉄道、高速バスを乗り継いで約4時間で公園入口に到着する距離であり、公園内に宿泊施設が沢山ある

③ 韓国政府環境部自然資源課

- ・ 21番目の国立公園として、道立公園（山岳公園）の昇格があり、他に将来、非武装地帯、鬱陵島が候補である

- ・ 自然環境の保全から自然の利用に重点が変りつつある
- ・ 地域住民や寺院との摩擦の低減対策が一番大変である
- ・ 区域が削除で、公園内に居住する住民が6万人から6千人に減少
- ・ 10年ごとに、公園区域の見直しをしている
- ・ お寺を拝観しない入園者も拝観料を支払うため、矛盾がある
- ・ 入園料の廃止で、2006年に2800万人の利用者が、2010年4300万人、2011年4000万人と大幅に増加している
- ・ 公団が設置した駐車場では、駐車料金を徴収している
- ・ 寺院の土地の駐車場は、寺院の収入となる
- ・ 入園料の復活は、場所によりあり得る、予約制による徴収も検討事項
- ・ 自然歩道の整備は全国的に拡大する方針である
- ・ 公園区域以外でも、他省庁による歩道の整備が進んでいる
- ・ 自然休息年制度対象地、98ヶ所で233.8km²、特別保護区
- ・ 施設整備のガイドラインがある
- ・ 国立公園ごとに利害調整をする国立公園協議会がある
- ・ 溪谷の事故で、国立公園管理公団が管理責任で訴訟事例あり

④ 国立公園管理公団

- ・ 最近の一番重要な取り組みは、地域住民との摩擦の低減対策であり、区域を大幅に削除したほか、規制を緩めて農産物の販売、体験旅行などの支援事業を行っている
- ・ 自然保護に対する国民の理解は進んでおり、規制よりも余暇利用の促進に重点が移ってきている
- ・ 入場料の廃止については、多くの国民が誰でも自由に利用できることで評価できるが、他方において、利用者が増加したため自然への負荷が生じると共に、トイレや歩道などの施設整備費が増大している
- ・ 入場料の廃止にともなう収入減については、政府の補助金で補填されている
- ・ 入場料廃止前の2006年は約2600万人、廃止後の現在は約4000万人と大幅に利用者が増加した
- ・ 増加した利用者のため、トイレ整備がソラクサンで2倍必要になった
- ・ 山岳地域での環境に配慮したトイレの新設を検討中
- ・ チリサン国立公園では、ツキノワグマの保護増殖を行い、5頭から25頭に増やし、50頭を目標にしている
- ・ 施設整備計画を策定しており、その技術指針（マニュアル）もある
- ・ 探勝路の難易度（5段階）を表示する制度の普及を図る
- ・ 増水事故の管理者責任の裁判事例があり、山岳保険制度はない
- ・ 全国的に自然歩道（ドルレギル）を整備していく方針（日本の技術に関心）

- ・ 自然休息年制度で歩道（7カ所）の利用が制限されることに、山岳会などが開放するよう求めている
- ・ ボランティア活動の受け入れ事例は沢山ある
- ・ 外国語表記の標識整備は、これからの課題である
- ・ 動植物採取などの違反行為は、レンジャーが取り締まる
- ・ マナーとルールの基本的な知識をネット、携帯電話などで提供している

韓国の国立公園



設立目的

国立公園を保全し、公園についての調査・研究、公園関連施設の設置と管理、訪問客への支援や広報など公園管理事業を効率的に推進するために設立する。

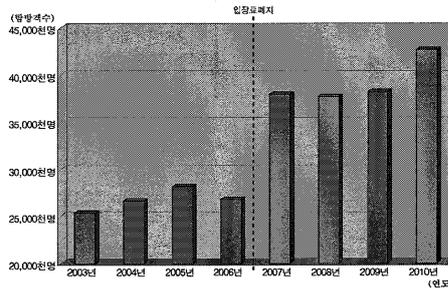
番号	名称	指定年月日	面積	番号	名称	指定年月日	面積	番号	名称	指定年月日	面積	番号	名称	指定年月日	面積
1	智異山	1967. 12. 29.	471,758 km ²	6	谷羅山	1970. 3. 24.	274,541 km ²	11	五台山	1975. 2. 1.	303,929 km ²	16	雉岳山	1984. 12. 31.	181,631 km ²
2	慶州	1968. 12. 31.	138,715 km ²	7	漢拿山	1970. 3. 24.	153,386 km ²	12	周王山	1976. 3. 30.	107,425 km ²	17	月岳山	1984. 12. 31.	287,977 km ²
3	鷄龍山	1968. 12. 31.	64,683 km ²	8	内蔵山	1971. 11. 17.	81,715 km ²	13	泰安海岸	1978. 10. 20.	326,574 km ²	18	小白山	1987. 12. 14.	322,383 km ²
4	閑麗海上	1968. 12. 31.	545,627 km ²	9	伽倻山	1972. 10. 13.	77,074 km ²	14	多島海上	1981. 12. 23.	2,321,512 km ²	19	辺山半島	1988. 6. 11.	154,715 km ²
5	雪岳山	1970. 3. 24.	398,539 km ²	10	徳裕山	1975. 2. 1.	231,650 km ²	15	北漢山	1983. 4. 2.	79,916 km ²	20	月出山	1988. 6. 11.	56,100 km ²

韓国の国立公園

- 2040년 삶의 질을 결정하는 요소로 신체건강이 가장 중요하게 평가되었으며, 그 다음으로 여가활동, 연금혜택 등이 중요한 요소로 나타남
 - 등산인구는 매월 1회 등산하는 사람 기준으로 1500만명으로 추산되며, 전 국민의 30% 정도가 등산 활동에 참여하고 있음(산림청, 2007)

○ 자연 기반 관광(nature-based tourism)의 증가

- 2007년 1월 국립공원 입장료 폐지 이후 탐방객 수는 지속적으로 증가하고 있음 (입장료 폐지되기 이전인 2006년을 기준 2007년 45.8%, 2008년 58.1%, 2009년 63.4% 증가)



- 이러한 증가추세는 입장료 폐지뿐만 아니라 주5일 근무제 시행확대, 건강에 대한 관심증가, 가족중심 체험형 여가활동증가 등과 같은 사회적 환경의 변화와 관련이 있는 것으로 추정

入山者の増大傾向を表すグラフ

▼ 호주 탐방로 분류(탐방객 의사결정 매트릭스)

구분	1등급(Grade 1)	2등급(Grade 2)	3등급(Grade 3)	4등급(Grade 4)	5등급(Grade 5)
심볼 마크					
거리	×km	××km	××km	××km	××km
경사 도	- 평탄	- 완만한 경사	- 짧은 구역 가파른 경사	- 아주 가파른 경사	- 아주 가파르고 힘듦
노면 상태	- 잘 형성된 길	- 형성된 길	- 형성된 길 - 약간의 장애물	- 거친 길 - 많은 장애물	- 거친 길 - 형성되지 않은 길
안내 표지	- 명료한 안내표지 설치	- 명료한 안내표지 설치	- 안내표지 설치	- 제한된 안내표지	- 직접적인 안내표지 없음
탐방 경험	- 무경험자 가능	- 무경험자 가능	- 약간의 트레킹 경험 필요	- 많은 트레킹 경험 필요	- 아주 많은 트레킹 경험필요
시간	- 짧은 시간	- 당일	- 오버나잇 가능	- 오버나잇 가능	- 오버나잇 가능
계단 여부	- 계단없음	- 가끔 계단있음	- 많은 계단	- 해당없음	- 해당없음



▲ 호주 1등급 탐방로



▲ 호주 2등급 탐방로

▲ 호주 3등급 탐방로



北韓山口国立公園入山ゲート



ドルジル（トレイル）案内板とコース



雪岳山国立公園入山ゲート



山火事シーズンはこのゲートから入山禁止となる

2 まとめと考察

各地の調査より、現状の管理目標の設定等に関する状況をまとめると以下のようになる。

山域	状況
大雪山国立公園	既に管理目標としての登山道のゾーニングや、管理方法の計画ができており、現在は、関係各社の情報共有など、現場レベルでの意思統一がすすめられている。
明治の森高尾山国定公園	過剰利用に対し、利用の分散が検討されている段階である。関係者による協議会もあり、地域の課題が話し合われている。
阿蘇くじゅう国立公園	火山に関する安全管理のため、関係自治体等による協議会で安全管理のための計画や情報提供がされている。また、遭難対策協議会で、登山道のレベル分けがされている。
日光国立公園	県によってゾーニングや管理計画の検討が進められている中で、現在は地域関係者間の合意形成を進めている段階である。
台湾	入山のための徹底した管理とそのための計画があり、入山許可、入山者への必須の教育プログラムがあり、インターネットでも4ヶ国語で配信されている。
韓国	Koria National Park Trail System というガイドラインを定めており、5段階の山道の利用区分がされている他、一定期間の入山禁止期間の設定がされている。

地域によって計画の有無はあるが、一定の管理を行う中で、各段階での合意形成が重要な要素となっている。また、計画後においても、推進のための仕組みづくりも重要であることが言われている。

また、現段階で国内においては、地域の様々な関係者がそれぞれのアプローチを行っており、それぞれの考えのもとに管理を行っている状態である。但し、これらは地域の山域の管理に大きく寄与しており、必要不可欠な管理を自主的に担っている形である。

このことから、関係する各主体が協働体制を組み、施設の整備や管理に関わる合意形

成を図ることで、国立・国定公園の保全と利用を良い形で推進していくことが可能になると考えられる。

山岳地域の管理目標を設定していくために必要なガイドラインを作成することで、各山域における利用のための計画のレベルを一定以上に確保しつつ、地域にあった形で計画が進められることが望まれる。